

地方公共団体貸付に関するお知らせ

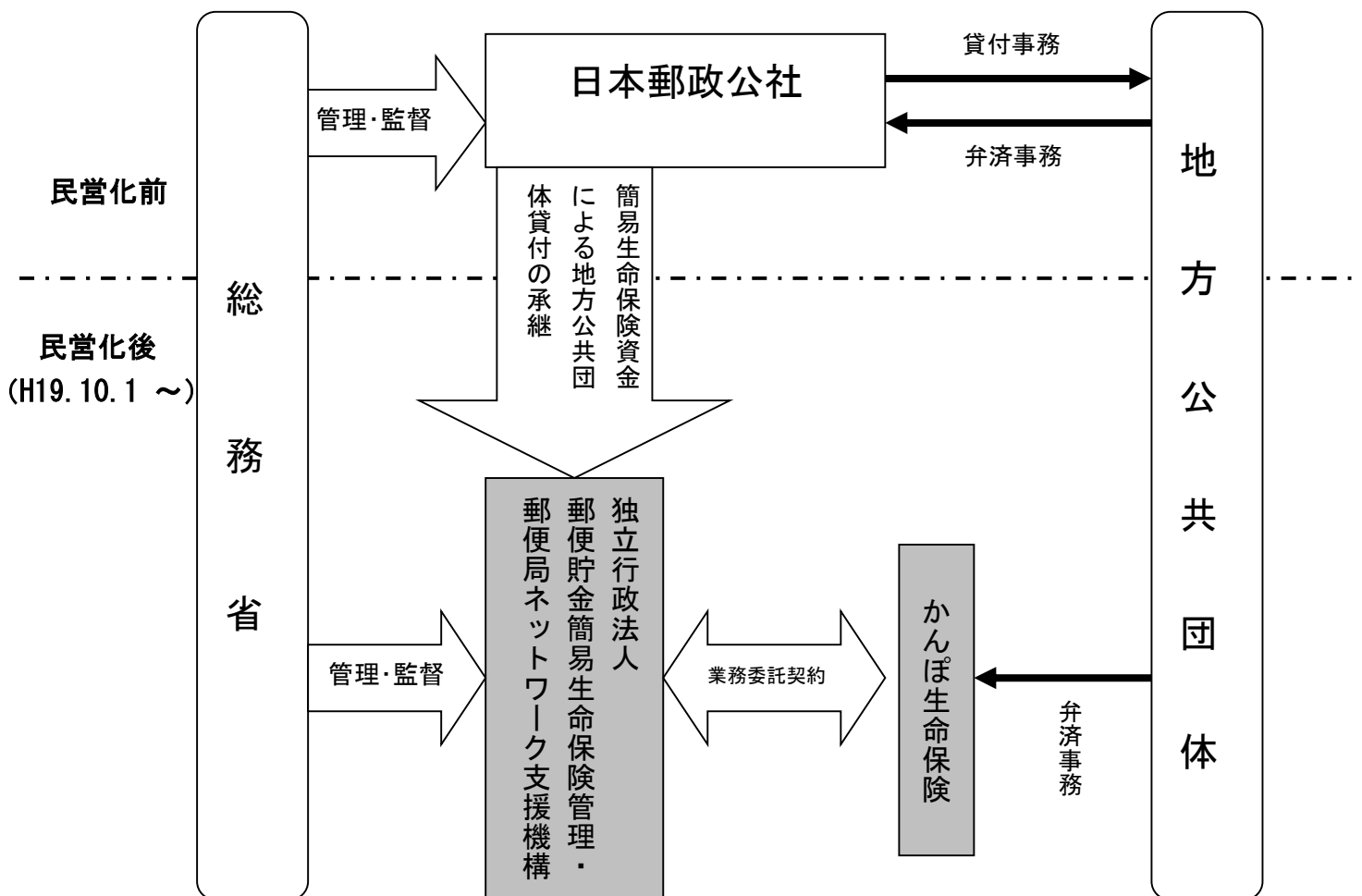
株式会社かんぽ生命保険 クレジット投資部

お知らせ

1 民営化前の日本郵政公社の地方公共団体貸付について

日本郵政公社で行っていた地方公共団体貸付に係る簡易生命保険資産は、民営化に伴い「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づき独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」といいます。）へ承継されました。

一方、機構は株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命保険」といいます。）との間で業務委託契約を締結し、次図のとおり、貸付に係る事務処理はかんぽ生命保険が行っています。



2 取得財産処分の取扱いについて

長期貸付により取得した財産の全部または一部について、借入れの目的に反して使用し、貸付または一切の処分行為（譲渡、交換、撤去又は担保権の設定その他一切の処分行為）をしようとするときは、取得財産処分等承認申請書をかんぽ生命に提出し、債権者である機構に承認を受けることとなっています。

次項にも記載しておりますが、取得財産処分を行う場合は、速やかに「5 お問い合わせ先①」まで、ご連絡をお願いいたします。

3 繰上償還日について

繰上償還日につきましては、原則として約定弁済期日と同日（9月30日および3月31日）となります。

なお、取得財産処分を行う場合または繰上償還を希望する場合は、**速やかに**「5 お問い合わせ先①」まで、ご連絡をお願いいたします。（遅くとも繰上償還日の2ヶ月前まで）

また、9月30日または3月31日が休日等の場合、その翌営業日が繰上償還日となり、9月30日または3月31日の翌日から繰上償還日までの利息が発生します。

4 民営化後の地方公共団体貸付について

民営化後も、民間等資金として地方公共団体貸付を引き続き行っております。詳細については、5②のお問い合わせ先まで、ご連絡をお願いいたします。

5 お問い合わせ先

① 政府資金（旧簡保資金）に関するお問い合わせ先

株式会社かんぽ生命保険 本社 クレジット投資部 〒100-8794 東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイス ウエストタワー 10階 電話番号：03-3477-2508

② 民間等資金（現在行っている地方公共団体向け貸付）に関するお問い合わせ先

電話番号：03-3477-2513 ※部署名、住所は同じです。
